

令和5年度  
事業計画書

島根県聴覚障害者情報センター

## 目 次

1 事業運営計画-----	P 1
2 課題解決に向けた取組-----	P 1
(1) 『関係機関及び協力団体との連携の促進』	P 1
(2) 『意思疎通支援者の拡充』	P 2
(3) 『利用者の ICT 利用支援の取り組み』	P 2
(4) 『意思疎通支援者養成講習会の担当講師の確保』	P 2
(5) 『利用者の拡大』	P 3
(6) 『手話の普及・利用拡大』	P 3

---

## 1 事業運営計画

事業の種類及び利用定員				
1 聴覚障害者情報提供施設事業				
2 地域生活支援事業				
運営方針				
1 上記2事業を受託する機関として、県の方針を踏まえ、効率的、効果的な事業の実施に努める。				
2 コミュニケーション支援の基盤となる人材養成に重点を置いて地域生活支援事業に取り組む。また、情報提供施設として、ビデオライブラリー事業及び相談事業が、利用者に信頼され親しみを持って利用してもらえる運営に努める。				
3 市町村が「障害者総合支援法（略称）」の理念実現のために行う各種サービスの人材養成を支援し聴覚障がい者に対する情報支援の環境の整備が進むよう連携を図る。				
4 感染症や災害への対策に配慮し、会場や用具など準備を整えて対策を行う。感染症が蔓延し外出が難しい場合などにリモートで支援ができるように体制を整える。				
5 合理的配慮などについて、障がいの有無にかかわらず理解を広めるため、広報活動を行う。				
職種別職員配置				
職種	正規職員	準職員	非常勤職員	合計
施設長	1			1
事務職員	2	1		3
手話通訳員		1		1
相談員		1		1
合計	3	3		6

## 2 課題解決に向けた取組

### (1) 『関係機関及び協力団体との連携の促進』

現 状 と 課 題	ろうあ者を中心に情報発信を進めるため、県の記者会見への手話通訳者の派遣に協力している。手話や要約筆記による情報が聴覚障がい者や必要とする人に伝わるよう、島根県をはじめ、各市町村や協力団体と連携を深めていく必要がある。
課題解決に向けた行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ろうあ連盟主催のイベントについて、協力依頼があれば準備段階から要請に応じる。</li> <li>・ 県の求めに応じて記者会見への手話通訳者派遣の協力を続け、手話の認知を協力して行う。</li> <li>・ 要約筆記者の講師団や筆記者と連携を密にし、「要約筆記関係者連絡会」などの場を通じて、関係団体の意見を取り入れた活動を進める。</li> <li>・ 市町村や社会福祉協議会などに情報提供を続け、当センターの活動を当事者や県民に広く知らせ、利用や支援の輪を広める。</li> <li>・ 意思疎通支援者の健康を守るため、頸肩腕障害検診の必要性を、通訳</li> </ul>

	<p>者がいる市町に県と共同して引き続き告知し、協力を得て検診受診率を向上させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盲ろう者通訳介助員派遣事業の協力事業所として、関係事業所との意見交換会などに参加し、支援体制の充実と促進に協力する。</li> </ul>
--	---

(2) 『意思疎通支援者の拡充』

現 状 と 課 題	<p>障害者差別解消法に定める「合理的配慮」として、政府や自治体の首長の会見に手話通訳者が配置されることが増え、徐々に意思疎通支援の社会的な認知度が増している。それに伴い意思疎通支援の需要も増えていくことが考えられるため、聴覚障がい者への情報保障・コミュニケーション支援を担う人材の確保が重要になっている。</p>
課題解決に向けた行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者養成講習及び要約筆記者養成講習は、受験対策の学習会も含め、講師団会議等を通じて講師と緊密な連携をとり進めていく。</li> <li>・手話通訳者や要約筆記者養成事業において、会議等の場で手話通訳が行われている場面を見学してもらったり、会議や講演会で実際に手話通訳を行ってもらい現場実習を実施したりして、実践に即した能力の向上を図る。</li> <li>・要約筆記者養成事業において、次期講習会場を早めに決め、広報をかけていくことにより、より多くの応募者を集め、資格取得に向けた受講を促す。また、受講終了後資格取得していない受講者に受験を呼び掛ける。</li> </ul>

(3) 『利用者の ICT 利用支援の取り組み』

現 状 と 課 題	<p>新型コロナウイルス感染症の蔓延をきっかけに意思疎通支援者に向けた研修等がオンラインで行われることが増えた。また、情報機器を活用した聴覚障がい者への支援が必要である。職員の知識、技術を高めるなど情報機器を活用した支援の取組を強化していく必要がある。</p>
課題解決に向けた行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要約筆記者養成事業においてオンラインでの受講が難しい場合は、センターの一室や設備の貸出を行ったり、受講の能力をつけてもらう研修の実施を検討する。</li> <li>・リモート機器の貸出事業を有効に活用し、当事者に向けて機器の利用を広める。</li> <li>・当事者からの ICT 利用相談の受付などを増やす。</li> </ul>

(4) 『意思疎通支援者養成講習会の担当講師の確保』

現 状 と 課 題	<p>意思疎通支援者の需要が高まり、養成講習の指導者の出番が増えているが、講師は、要約筆記者養成では制度創設後の新規試験合格者の数が少ないことから、手話通訳者養成では高齢化が進んでいることから、実数が増えていない。各講習の講師の確保を図っていく必要がある。</p>
-----------	--

<p>課題解決に向けた 行 動 計 画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各講習の修了者へ講師資格取得を呼び掛ける。</li> <li>オンラインでの講師資格取得の講習は、必要に応じてセンターの一室や設備の貸出を行う。</li> <li>現任者は、スキルアップ研修に参加し、能力向上を図ってもらう。</li> </ul>
-----------------------------	--

(5) 『利用者の拡大』

<p>現 状 と 課 題</p>	<p>全国的な研修会などの開催が3年間延期となることが多く、徐々に増えてはいるがセンターへの来所数は大きい伸びがない状況がある。 センターの存在や業務内容を知ってもらい、より認識を広める上で、学校などとの協力も必要になってくる。</p>
<p>課題解決に向けた 行 動 計 画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページを活用し、担当者から各種の情報提供を行う。</li> <li>手話や要約筆記、字幕などの情報保障が確保されている講演会や鑑賞会などのイベント情報について、メールマガジン、ファックス通信、LINE、ホームページを活用して発信する。</li> <li>広報紙「あいネット島根」に情報を載せ、提供する。</li> <li>市町村、社会福祉協議会などに養成講習会などの情報を提供する。</li> <li>最新の日常生活用具等をホームページなどで紹介する。</li> <li>小中高あるいは大学などとの連携を検討する。</li> </ul>

(6) 『手話の普及・利用拡大』

<p>現 状 と 課 題</p>	<p>手話が言語と位置づけられ、自治体でも条例化が進む情勢の中で、当センターにも、関心を高める取り組みが求められている。</p>
<p>課題解決に向けた 行 動 計 画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ、LINE などセンターにある情報提供手段を活用し、ケーブルテレビや新聞記事による情報提供の働きかけを行う。</li> <li>手話教室では、ろう講師も必ず一緒に派遣し、聴覚障がい者を身近に感じてもらう。</li> <li>学校での開催は、積極的に申込を受け入れて行う。</li> <li>図書を導入にも力を入れ、貸出しなどを通じて学校での教育に活用してもらう。</li> </ul>